日調連発第２９１号
平成２５年１月２４日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、岐阜会から、別添のとおり標記制度が岐阜県土岐市において本年２月１日から実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

岐調発第１５２号
平成 25 年 1 月 21 日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹　内　八十二　様

岐阜県土地家屋調査士会
会長　若　園　知　明

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記制度が岐阜県土岐市において、平成 25 年 2 月 1 日より別紙のとおり施行される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

受付
第449号
25.1.16
土地家屋調査士会

土市民第３３３８号－５
平成２５年１月１５日

岐阜県土地家屋調査士会　御中

土岐市長　加　藤　靖　也

土岐市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施について

日頃は土岐市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、住民票等の不正請求の防止及び早期発見のために、事前に希望される方について、その方に係る住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や弁護士等の第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に通知する制度を下記のように実施します。

住民票等の不正請求の防止及び早期発見のため、本制度の実施に関し、貴団体のご理解とご協力をお願いします。

○実施日　平成２５年２月１日から

○対象証明書

・住民票（除票を含む）、記載事項証明書で戸籍の表示が記載されたもの
・戸籍の附票（除かれたものを含む）
・戸籍謄抄本（除籍・改製原を含む）

○対象外の請求

・戸籍の表示の記載を省略した住民票の写しの請求
・弁護士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理についての代理業務に使用するための請求（住民基本台帳法施行令第１５条の２に掲げる業務に係る申し出による請求、戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（第１２条の２の規定により準用する場合を含む）に掲げる業務に係る請求）

担当：岐阜県土岐市役所
市民部市民課住民係
中島・伊藤
ｔｅｌ：０５７２－５４－１１１１
内線：１４１～１４４